

# YELL・Spirits

2008年10月号

エール・スピリッツ

発行：社会保険労務士法人エール  
〒222-0032 横浜市港北区大豆戸町 1018  
TEL 045-549-1071 FAX 045-549-1072  
Email：info@sr-yell.com



## Contents

代表社員鎌倉より 厚生労働省「名ばかり管理職」の新通達

10月1日 政府管掌健康保険から協会けんぽへ 最低賃金が変わります スタッフコラム

鎌倉です。すっかり秋らしくなってきましたね。今回は、お勧めの映画と本のご紹介です。

先日、「ららぽーと」の映画館で宮崎駿監督の「崖の上のポニョ」を観ました。スタジオジブリの作品はいつ見ても心が洗われ、大好きな映画ばかりです。1歳7ヶ月の娘に2時間映画は難しいかな？と心配でしたが、しっかり楽しんでいました。宮崎監督の映画が好きな理由は、自然の美しく独創的な描き方や普遍的なメッセージもそうですが、強く逞しく勇気ある女性、子供の描き方に惹かれます。見ているとすっきりして、元気が沸いてきます。そしてシンプルに、生きてるって素晴らしい！頑張ろう！と思えるんですね。子供の映画と思われている方、ジブリ映画は大人こそ、得られるものがある映画ですよ！

さて、ここ数ヶ月、管理職研修のご依頼をいくつかの企業様から頂きました。経営者、責任ある立場にあるリーダーの「人に関する悩み」を伺うたびに、私共も真剣に向き合わせて頂き、何がよりよい改善につながるかをアドバイスさせて頂いています。しかし、法的な側面や人事制度だけではなく、もっとリーダーの方々をサポートできたらいいなという思いが込み上げてくることがあります。制度をつくっても実行するのはこの方たちです。役割、重責、部下をかかえる悩み……そんなリーダーの皆様にぜひ読んで頂きたいのが、松山淳氏の『「上司」という仕事の勤め方』という本です。もともとはメルマガで日々、リーダーに励ましの言葉を贈っていたのですが、この度一冊の本にまとめられました。私も幾度となく、その言葉に励まされ元気をもらっています。松山さんは、経営者コーチング(リーダーを励まし、そして気付きを与えること)を本業とされている方で、言葉に重さと暖かさがあり、リーダーの皆様の気持ちをきっと和らげてくれる そんな一冊です。秋の夜長にいかがでしょう？皆様もお薦めの本がありましたらぜひご紹介下さい！



新横浜に滝のあるカフェとレストランがOPEN！！  
(新名所です)



事務所メンバーで中華を堪能。  
雑伎団の皿回しも登場！  
中華街ではなくて新横浜です。



新横浜駅前の円形歩道橋も  
う少して完成のようです。

## 厚生労働省が示した「名ばかり管理職」の基準

### ◆多店舗展開する小売業、飲食業の店舗における店長などが対象

昨今、大きな社会問題となっている「名ばかり管理職」（職務権限や待遇が不十分にもかかわらず管理監督者とみなされて残業代が支払われない労働者）について、新たな動きがありました。

厚生労働省は、チェーン展開している飲食業・小売業の店長などが労働基準法上の「管理監督者」に該当するかどうかの具体的な判断基準を盛り込んだ通達を、都道府県労働局長あてに出しました（平成 20 年 9 月 9 日基発第 0909001 号）。個別の業種・業態について詳細な基準を示したのは、異例のことです。この背景には日本マクドナルド判決により管理監督者性の問題が非常に大きな話題となり、小売業、飲食業では混乱を生じていることがあります。

### ◆具体的な判断基準は？

この通達「多店舗展開する小売業、飲食業等の店舗における管理監督者の範囲の適正化について」では、「名ばかり管理職」の判断基準として、以下のことなどが挙げられています。一部、労働者団体からはこの基準では甘いという声が上がっていますが、この通達を基準に、これまで以上に労働基準監督署の指導が強化されることは間違いありません。

### 職務内容、責任と権限

	判断要素	管理監督者性
採用	店舗に所属するパートやアルバイトなどの採用（人選のみをおこなう場合も含む）に関する責任と権限が実質的にない場合。 （例：採用は稟議を上げて承認を受けなければならない場合など）	否定する 重要な要素
解雇	店舗に所属するパートやアルバイトなどの解雇に関する事項が職務内容に含まれておらず、実質的にもこれに関与しない場合。	否定する 重要な要素
人事考課	人事考課（昇給、昇格、賞与等を決定するため労働者の業務遂行能力、業務成績等を評価すること）の制度がある企業において、その対象となっている部下の人事考課に関する事項が職務内容に含まれておらず、実質的にもこれに関与しない場合。	否定する 重要な要素
労働時間管理	店舗における勤務割表の作成または所定時間外労働の命令を行う責任と権限が実質的にない場合。	否定する 重要な要素

## 勤務態様

	判断要素	管理監督者性
遅刻、早退等に関する取扱い	遅刻、早退等により減給の制裁、人事考課での負の評価不利益な取扱いがされる場合。 (ただし、管理監督者であっても過重労働による健康障害防止や深夜業に対する割増賃金の支払いの観点から労働時間の把握や管理を受けている場合には、管理監督者性を否定する要素とはならない)	<b>否定する 重要な要素</b>
労働時間に対する裁量	営業時間中は店舗に常駐しなければならない、あるいはパート・アルバイト等の人員が不足する場合にそれらの者の業務に自ら従事しなければならないなどにより長時間労働を余儀なくされている場合のように、実際には労働時間に関する裁量がほとんどないと認められる場合。	<b>否定する 補強要素</b>
部下の勤務態様との相違	管理監督者としての職務を行うが、会社から配布されたマニュアルに従った業務に従事しているなど労働時間の規制を受ける部下と同様の勤務態様が労働時間の大半を占めている場合。	<b>否定する 補強要素</b>

## 賃金等の待遇

	判断要素	管理監督者性
基本給、役職手当等の優遇措置	基本給、役職手当等の優遇措置が、実際の労働時間数を勘案した場合に、割増賃金の規定が適用除外となることを考慮すると十分でなく、当該労働者の保護に欠けるおそれがあると認められる場合。	<b>否定する 補強要素</b>
支払われた賃金の総額	一年間に支払われた賃金の総額が、勤続年数、業績、専門職種等の特別の事情がないにもかかわらず、他店舗を含めた当該企業の一般労働者の賃金総額と同程度以下である場合。	<b>否定する 補強要素</b>
時間単価	実態として長時間労働を余儀なくされた結果、時間単価に換算した賃金額において、店舗に属するパート・アルバイト等の賃金額に満たない場合。	<b>否定する 重要な要素</b>

**労働基準監督署では他の要素を含めて総合的に「管理監督者」に該当するかを判断する**

メールでは只今緊急相談をお受けしていますので、気になる企業様はご連絡下さい。

## 10月1日 政府管掌健康保険から協会けんぽへ

### 今月から変更へ

前月でもとりあげました国(社会保険庁)で運営している政府管掌健康保険は、平成20年10月1日に新たに全国健康保険協会が設立され、協会が運営することになりました。社会保険庁が廃止されることになり、非公務員型の2つの新法人が設立され公的年金は、日本年金機構(平成22年1月から)へ引き継がれ、健康保険事業については全国健康保険協会が引き継ぎます。

今回設立された全国健康保険協会(通称、「協会けんぽ」)は、非公務員型の法人で、都道府県ごとに支部を設置し、業務を行うこととなっています。

### Q. どんな業務を引き継ぐ?

**A. 健康保険証の発行や健康保険の給付、任意継続に関する手続き等を行います。**  
(健康保険法が廃止になったり、改正になったりしたわけではないので、給付の内容や種類が変更することは一切ありません)

全国健康保険協会が設立された日以降は、引き続き社会保険事務所が行う業務と全国健康保険協会の都道府県支部が行う業務に分かれます。その区分は、次のとおりです。

#### 全国健康保険協会が行う業務

- ・ 被保険者証の発行
- ・ 健康保険給付(傷病手当金等)の申請書の受付、給付金の支払い
- ・ 任意継続被保険者にかかる諸手続き、保険料の納付手続きを含む
- ・ 検診・保健指導などの保険事業
- ・ レセプト(医療機関等からの医療費の請求書)の点検

#### 引き続き社会保険事務所が行う業務

- ・ 適用関係届書(資格取得届、被扶養者異動届等)の受付、処理
- ・ 保険料(任意継続被保険者を除く)の納付の手続き

※ 厚生年金および国民年金の事務処理は、これまでどおり社会保険事務所において行う。

## Q. 保険料はどうなる？

A. 保険料は、1年間は据え置きで、その後各都道府県別に変更されます。

保険料については、据え置きとなっており平成20年9月30日までの保険料率8.2%が適用されますが、問題は1年以内に各都道府県ごとに医療費を反映し、保険料率を決めることになっていることです。結果的に都道府県ごとに保険料が異なることとなりますが、年齢構成や所得水準で保険料が大幅に変わるようになる可能性もあり、今後は検討が必要になると思われます。

## Q. 保険証はどうなる？

A. これまで政府管掌健康保険に加入されている方は、順次、新たな健康保険証への切替えが行われますが、切替えが完了するまで、従来の健康保険証は引き続き医療機関等で使用できます。(切替えについては、別途、お知らせが来ます)  
10月1日以降加入の方は、協会けんぽの保険証となります。

### 【協会けんぽの健康保険証の見本】

(被保険者用)

健康保険被保険者証	本人(被保険者)	00123
	平成20年10月14日交付	
	記号 11010203	番号 123456
氏名	姓 健保 太郎	性別 男
生年月日	昭和 49年 5月 24日	
資格取得年月日	平成 20年 10月 10日	
事業所所在地	港区〇〇〇1-2-3	
事業所名称	〇〇 株式会社	
保険者番号	01010011	
保険者名称	全国健康保険協会 〇〇支部	
保険者所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇-〇	

(被扶養者用)

健康保険被保険者証	家族(被扶養者)	01123
	平成20年10月14日交付	
	記号 11010203	番号 123456
氏名	姓 健保 花子	性別 女
生年月日	昭和 51年 10月 22日	
認定年月日	平成 20年 10月 10日	
被保険者氏名	健保 太郎	
事業所所在地	港区〇〇〇1-2-3	
事業所名称	〇〇 株式会社	
保険者番号	01010011	
保険者名称	全国健康保険協会 〇〇支部	
保険者所在地	〇〇市〇〇区〇〇町〇-〇-〇	

健康保険証の大きさは従前の政府管掌のカードと変わりません。

#### 任意継続手続きについて

任意継続の手続きは、協会けんぽが扱うこととなります(申請は郵送も可)が、当面の間は社会保険事務所での受付も引き続き行います。ただし、10月以降は任意継続の保険料については、窓口での納付ではなく、ゆうちょ銀行等の金融機関での振込みやコンビニエンスストア等での納付となりますのでご注意ください。

## 地域別最低賃金が変わります！！

地域別最低賃金および適用時期が下記の通り決まりました。

	改正前		改正後	適用時期
神奈川	736 円		766 円	平成 20 年 10 月 25 日
東京	739 円		766 円	平成 20 年 10 月 19 日

他の都道府県でも10月中に改正後の最低賃金が適用されますので、支店や工場などがある会社は、それぞれの地域の最低賃金を下回らないように対応が必要です。

## スタッフコラム



佐藤です。

スコールか??と思えるほど毎日続いていたゲリラ豪雨もようやく落ち着き、秋らしい気候になってきましたね。

「秋」と言えば・・・「食欲の秋」「芸術の秋」「スポーツの秋」とありますが、私の今年の秋は『スポーツの秋』です。以前から、何か運動をしなければ・・・とずっと思っていたのですが、元来インドア派で体を動かすことに縁のない生活を送っていたため、いろいろ自分に言い訳をして先延ばしにしていました。ところが先日、通勤途中に新しくスポーツジムがオープンしたのでようやくやる気になり、他のスタッフ達の「ぜったいに続かない!」「通うのは最初だけ」という温かい(?)声援のもと、今のところは週2～3回、ジムで汗を流しています。

まだ始めたばかりなのですが2時間ほど走ったり、自転車を漕いだりしていると仕事の後で疲れているはずなのに、運動後のほうが気分的にはスッキリ爽快!!!体調的な効果はまだまだ先のこととしても、運動をすることはストレス対策としては即効性があるようです。

先日、メンタルヘルスに関する講演で講師の医師が「ストレス対策には1人になる時間をもつこと」とおっしゃっていました。ストレス解消というと自分がリラックスできたり、楽しめたりすればいいように思いますが、家族と過ごす・友人と過ごす時間ではなく、『1人の時間』が必要なのだそうです。メンタルヘルス対策として、企業ができること・対応すべきことも多くありますが、まずはセルフケア、自分自身が上手くストレスと付き合うことが大切です。

「スポーツの秋」のほか、「芸術の秋」「読書の秋」どれも『1人の時間』をもつことができるものです。皆さんも気候のいい季節を楽しんで下さいね!